

## 平成29年度から「固定資産税」と「個人町県民税（普通徴収）」の 前納報奨金制度が廃止されます。

平成28年3月議会において、前納報奨金制度を廃止する愛荘町税条例の一部を改正する条例が可決され、平成29年度から「固定資産税」と「個人町県民税（普通徴収）」の前納報奨金制度が廃止されることになりました。

なお、平成28年度課税分の固定資産税と個人町県民税（普通徴収）については、前納報奨金制度の対象となります。

### 前納報奨金制度とは

前納報奨金制度は昭和25年の地方税法施行時から存在する制度で、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況を背景に、納税意欲を高め税収の早期確保を図ることを目的として創設されました。

固定資産税や個人町県民税（普通徴収）の年税額全額を第1期の納期限までに納めていただいた場合（全期前納）、地方税法や条例に基づき報奨金が交付され、納付税額は年税額から報奨金を差し引いた金額となります。

#### 【愛荘町の現行制度】

	固定資産税	個人町県民税	備考
交付率	0.2%	0.2%	平成21年度より漸次減少
限度額	50,000円	50,000円	
第1期の納期限	毎年5月末日	毎年6月末日	

### 制度廃止の理由

- ・日本経済の発展にともなって納税環境も変化し、制度創設時の目的は達成されたこと。
- ・全期前納できるだけのに余力に余裕がない方には利用しづらい制度であり、納税者間に不公平感が生じていること。
- ・個人町県民税について、給与や年金からの特別徴収（天引き）される方が増加する一方、それらの方は前納報奨金制度が適用されず不均衡が生じていること。
- ・年々厳しくなる財政状況の中、行財政改革の一環として検討が必要なこと。
- ・全国的に制度廃止が実施されており、滋賀県内でもほとんどの市町で制度が廃止されていること。  
(県内全19市町のうち、固定資産税は16市町、個人住民税は18市町で実施されていない。)

### 口座振替をご利用の方へ

全期前納や期別ごとの振替方法を変更される場合には、「町税等口座振替依頼書」により手続きが必要ですので、下記金融機関または愛荘町税務課へお申し込みください。

#### 【ご利用できる金融機関など】

滋賀銀行、関西アーバン銀行、滋賀中央信用金庫、東びわこ農業協同組合、ゆうちょ銀行

これまで、この制度を利用され町税の早期納税にご協力いただきました皆様に深くお礼申し上げます。また、制度廃止の趣旨をご理解いただき、今後とも町税の納期内納付にご協力いただきますようお願いいたします。